

請願文書表

請願番号	請願第1号	受理年月日	令和3年11月16日
件名	日米地位協定改定をもとめる意見書採択についての請願		
請願者の住所氏名	<div style="background-color: black; width: 150px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 平和と民主主義、くらしを守る愛媛県民大運動各界連絡会議 議長 今井 正夫		
紹介議員	遠藤 綾		
付託委員会	総務産業委員会	付託年月日	令和3年12月15日
要 旨			
<p>【請願の趣旨】</p> <p>一昨年10月以降、愛媛県内の久万高原町、宇和島市や西予市、八幡浜市、鬼北町、松野町、大洲市、内子町、今治市、西条市などで米軍機による低空飛行の目撃情報が相次いでいます。戦闘機の低空飛行も目撃されていますが、ほとんどが米空軍輸送機C130J30輸送機と思われます。従来言われていた「オレンジルート」とは明らかに別のルートでの低空飛行訓練が常態化してきています。とりわけ昨年7月2日久万高原町では明神小学校校庭に出ている子どもたちの真上を低空で飛行しており重大です。翌7月3日に放送された「あいテレビ」のニュースでは、2日大洲市八多喜で住民に撮影された動画が映し出され、主翼下面に「USAF」とはっきり読み取れ米空軍機であることがはっきりしました。横田基地では昨年6月17日から26日の間、米陸軍特殊部隊群第1大隊（グリーンベレー）や米海軍シールズ・チーム1など米陸海空の特殊作戦部隊が、米空軍第36空輸飛行隊のC130J30輸送機からのパラシュート降下など初の大規模演習を実施しています。県内での米軍機による低空飛行が横田基地で強化されている特殊作戦の拠点化と深くかかわっているのではないかと強く懸念されます。</p> <p>岩国海兵隊の進入管制下に置かれている県内での低空飛行は日本側の管制が及びません。米本国では低空飛行訓練などは航空法と環境規制の下で、人家のある地域ではもちろん禁止されており、人家のない地域でも野生生物などへの悪影響に対する環境影響評価が必要とされているためほとんど実施されていないと言われています。ところが日米地位協定に基づいて制定された航空法特例法によって米軍機は日本の航空法の適用から除外され、無法な超低空飛行が当たり前のように強行されています。これでは我が国住民の安全を確保することができません。</p> <p>全国知事会は2018年7月27日、日米地位協定の抜本改定を含む「米軍基地負担に</p>			
(裏面へ続く)			

関する提言」を全会一致で採択しています。沖縄県と沖縄県議会の調査によれば、ドイツ、イタリア、ベルギーなどでは米軍機も自国の管制下に置き、自国の法令の順守を義務付けており超低空飛行はされず、岩国エリア、横田エリアのような米軍による管制空域もありません。低空飛行を確実にやめさせるためには日米地位協定を抜本的に改定して日本の航空法など国内法を守らせることが必要です。

愛媛県議会においても昨年の3月議会で「米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書」を採択し、中村時広知事も2月20日、県民が不安を抱くような飛行の中止を米軍に申し入れるよう国に要請しています。

貴議会におかれても、下記についての意見書を採択し、地方自治法第99条に基づき、関係各方面に意見書を提出していただくようお願いいたします。

【請願項目】

米軍機低空飛行訓練をさせないよう、ヨーロッパ各国のように米軍にも我が国の法律を適用するよう「日米地位協定の抜本改定を求める意見書」を採択していただくこと。

以上